

交野市における開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査基準

令和3年4月1日

交教社文第 1 号

I 趣旨

この基準は、平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知「埋蔵文化財保護と発掘調査の円滑化等について」（以下「通知」という。）に基づき、平成12年3月24日教委文第572号大阪府教育委員会教育長通知「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」、(改訂)平成15年4月10日教委文第1014号(以下「通知」という。)をうけて、開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて標準化することを目的とする。

II 埋蔵文化財として取扱う範囲

本市において、埋蔵文化財包蔵地として取扱う範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 文化財保護法(以下「法」という。)第95条の1及び基準に基づいて、埋蔵文化財包蔵地(以下「包蔵地」という。)として取扱う範囲は、「交野市文化財分布地図」(以下「分布図」という。)に記載したとおりで、分布図の最新版により1万分の1の縮尺で表示した場合の範囲とする。
- (2) 分布図の改定は、新たに包蔵地が発見された場合、あるいは包蔵地の範囲に拡大等、変更が生じた場合に大阪府教育委員会(以下「府教委」という。)と協議の上、すみやかに実施する。
- (3) 前号(2)に伴い改定された分布図を関係各機関に配布すると共に、H.P.等で周知する。
- (4) さらに、周知の包蔵地の全体又はその一部が、開発等により消滅していることが明らかな場合は、府教委と協議の上、その範囲を分布図に記載し、法第93条の1もしくは第94条の1に基づく届出等を要しない範囲(届出不要区域)として取扱うこととする。
- (5) 包蔵地の名称、種類、時代は、分布図の「文化財一覧表」に記載された内容とする。

III 発掘調査の対象

発掘調査を実施する対象は次の各号のとおりとする。

- (1) 交野市が主体となって実施する事業。
- (2) 法第93条の規定に基づき事業者が実施する事業。
- (3) 昭和54年5月1日文化庁長官裁定「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」(、以下「補助要項」という。)第3項に定められた事業であって、平成18年5月31日文化庁記念物課埋蔵文化財部門「埋蔵文化財関係補助事業の遂行にかかる留意事項」に規定する以下の事業に伴う発掘調査。
 - ア 事業者が個人であり、専らその個人が居住するための住宅建設事業
 - イ 農業基盤整備事業及び関連事業

- ウ 零細なため費用負担を求めることが困難と判断される事業者の開発事業
 - エ 自然崩壊のおそれがある場合
- (4) 埋蔵文化財の時代および種類による取扱いは、基準（別表1）に準拠する。

IV 予備調査の実施

発掘調査の実施前に包蔵地内では確認調査、包蔵地外では試掘調査の必要性について、事業者と協議を実施することとする。

- (1) 確認調査は、包蔵地内における開発等による掘削深度が、埋蔵文化財に達するかどうかを確認し、本発掘調査の要否を判断する調査である。
- (2) 試掘調査は、包蔵地外において、包蔵地の有無を確認する調査である。
- (3) その他、必要に応じて事業地周辺の分布調査を実施することがある。

V 発掘調査、工事立会、慎重工事の措置

開発事業等の内容が包蔵地に与える影響を、既往の調査あるいは確認調査の結果に基づき、発掘調査、工事立会、慎重工事の措置を講じるものとする。

- (1) 開発事業地付近の既往の調査結果や確認調査結果をもとに、発掘調査が必要と判断した場合は、事業者に対し発掘調査の必要性について説明の上、発掘調査を実施する。

この際の発掘調査面積及び発掘調査深度は、開発事業によって埋蔵文化財の影響を与える最小限に止めるものとする。

また発掘調査終了後すみやかに調査結果を発掘調査報告書にまとめ、公表するものとする。

- (2) 工事立会は工事範囲が狭小な場合において、工事による掘削深度が埋蔵文化財に影響を与えるかどうか、明確に判断できない場合に実施する措置で文化財担当職員が、掘削工事等の際に立会するものとする。
- (3) 慎重工事は、包蔵地内において開発等による掘削深度が、埋蔵文化財に影響を与えないことが明確な場合の措置とする。

VI 経費の負担等

Ⅲ（１）、（２）に基づく発掘調査に係る経費（現地発掘調査から報告書作成までに要する費用）については、事業者の負担とするものとする。

ただし、Ⅲ（３）に掲げるものについては、補助要項第４項に規定する経費に準じ、本市が全額もしくは一部負担することができる。

- (1) Ⅲ（３）アに係る発掘調査経費の全部
- (2) Ⅲ（３）イに係る発掘調査経費のうちの農家負担分
- (3) Ⅲ（３）ウに係る発掘調査経費の全部もしくは一部
- (4) Ⅲ（３）エに係る発掘調査経費の全部
- (5) Ⅲ（４）に係る発掘調査経費のうち、教育長が発掘調査経費を免除する必要があると認めたもの
- (6) Ⅳに要する経費については、原則本市が負担するものとする。

(7) 発掘調査に要する経費の算定は、平成 18 年 3 月 29 日付教委文第 3791 号大阪府教育委員会教育長通知「大阪府内における埋蔵文化財本発掘調査の積算基準」に準拠するものとする。

VII 安全対策

発掘調査等の現場における重機の運行や掘削、土砂の崩落等現場作業に関する安全対策や遺物整理作業にかかるセメダイン、アセトン等薬品の使用や VDT 作業に関する健康管理について、職場内に「安全衛生委員会」を設置し、必要な安全対策を講じるものとする。

VIII その他

基準の内容は、必要に応じて適宜検討を行い、所要の改定を行うものとする。

附則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。